

## 防災士養成講座を開催します

●申し込み・問い合わせ先 交通防災課 ☎(248) 1555

大地震や豪雨などの自然災害は、いつ、どこで発生してもおかしくありません。さまざまな災害から地域を守る防災リーダー（防災士）を育成するため養成講座を開催します。

3日間の講義を全て受講した人には、最終日に修了証を授与します。

### ▼とき

①令和2年1月25日(土)  
午前9時15分～午後5時30分

②令和2年1月26日(日)  
午前9時～午後4時30分

③令和2年2月2日(日)  
午前9時～11時30分

※③の終了後、NPO法人日本防災士機構による防災士認証試験を行います。

### ▼ところ

（菊池市泗水町豊水3565番地）

▼内容 防災知識習得、災害図上訓練、熊本地震体験談など

▼参加費 11,500円（教本代、受験料、認証登録費用）

※後日補助金として交付するため実質負担はありません。防災士用の写真は自己負担です。

### ▼定員 先着30人

### ▼受講資格

・積極的に地域の防災活動に取り組む人  
・養成講座終了後、NPO法人日本防災士機構が実施する防災士認証試験を受験する人

### ▼申込方法

交通防災課にある申込書を提出してください。市ホームページからダウンロードもできます。

### ▼申込期限 12月6日(金)必着

### ▼その他

受講修了者は、NPO法人日本防災士機構が実施する防災士認証試験を受験するための講習修了者として認められます。

※防災士になるには防災士認証試験に合格し、別途、消防署や日本赤十字などが実施する救急救命の実技講習の履修が必要です。



▲前回の講習会

## 誰かのために、何か始めたいと思っっているあなたへ

### 元気応援サポーター(有償ボランティア)養成講座

●問い合わせ先 高齢者支援課 包括支援センター ☎(248) 1126

掃除や洗濯、買い物など、日常生活の支援を必要とする高齢者の自宅へ訪問し支援を行なう、元気応援サポーターの養成講座を開催します。講座受講後、サポーターとして活動するには、市シルバー人材センターもしくは市社会福祉協議会への登録が必要です。

### ▼とき 左表のとおり

とき	講習内容
11月22日(金)	・開講式 ・元気応援サポーターの役割
12月6日(金)	・歯科衛生士による口腔講話
12月20日(金)	・合志市の介護予防 ・高齢化の現状
令和2年1月10日(金)	・対人マナー ・緊急時の対応
1月24日(金)	・高齢者の低栄養
2月7日(金)	・認知症 ・ロコモティブシンドローム ・認定式

※時間はいずれも午後1時30分～3時。

▼ところ ユーパレス弁天 2階  
持ってくるもの  
室内履き、タオル、筆記用具、飲み物

### ▼受講料 無料

▼受講後の登録先  
受講後の登録先は、次のいずれかから選べます。

	市シルバー人材センター	市社会福祉協議会
対象年齢	65歳以上	どなたでも
活動時間	1回につき45分	
報酬(1回当たり)	1,000円	750円+交通費

### ▼申込期限 11月21日(木)

### ▼申し込み先

ユーパレス弁天トレーニング室  
担当 鬼京  
☎(348) 2626

## 住宅用火災警報器は10年で取り替えを

●問い合わせ先 交通防災課 ☎(248) 1555

定期的な作動点検をしましょう

本体に付いているひもを引いたりボタンを押したりして、1年に1回は作動点検をしましょう。

・正常な場合 正常をお知らせするメッセージまたは火災警報音が鳴ります。

・音が鳴らない場合 電池がきちんととセットされているか確認してください。それでも鳴らない場合は電池切れか機器本体の故障です。

### 取り替えのサイン

電池切れ警報音(ブザーや音声)が鳴り、電池切れをお知らせします。多くの警報器は電池寿命が10年となっておりますので、忘れずに交換しましょう。

※電池切れ警報動作はメーカーや製品によって異なります。詳しくは取扱説明書をご確認ください。



火災の発生を音や音声で知らせる住宅用火災警報器は、平成23年6月から全ての一般住宅で設置が義務化されました。

市では平成22年から平成23年にかけて一般家庭用の住宅火災警報器を各戸に1個ずつ配布し、もうすぐ10年が経過します。

警報器は古くなると電子部品の寿命や電池切れなどにより火災を感知しなくなる恐れがあります。火災を感知できなくなる前に、10年を目安に交換しましょう。新しい警報器を購入したときは、本体の側面などに交換時期がわかるように油性ペンで設置年月を記入することをおすすめします。



### 点検とお手入れ

住宅用火災警報器が汚れていたらホコリが付くと火災を感知しにくくなります。1年に1回は乾いた布で拭きましょう。

## 11月は児童虐待防止推進月間です

### 子ども虐待？と思ったらすぐに連絡を

●問い合わせ先 女性・子ども支援課 ☎(248) 1199

### 児童虐待とは

- ・身体的虐待  
殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶるなど
- ・性的虐待  
性的行為の強要、性器や性交を見せるなど
- ・ネグレクト(育児放棄)  
食事を与えない、ひどく不潔にするなど
- ・心理的虐待  
言葉による脅し、無視、きょうだい間で差別的扱い、子どもの目の前で他の家族に暴力を振るう(面前DV)など

### 通告(情報提供)先

- ▼全国共通ダイヤル(24時間対応)  
☎189(イチハヤク)
- ※最寄りの児童相談所につながります。
- ▼熊本県中央児童相談所  
☎(381) 4451
- ▼市女性・子ども支援課  
☎(248) 1199

## ご存じですか オレンジリボン運動

オレンジリボン運動は子ども虐待のない社会の実現を目指す市民運動です。



### 子どもの虐待防止・DV防止街頭キャンペーン

▼とき 11月22日(金)

▼ところ・時間

①アンビー熊本 午前10時～

②ユーパレス弁天 正午～

③マックスバリュ(永江団地店) 午後3時30分～